

## 一般財団法人上越市スポーツ協会

### スポーツアスリート育成強化事業補助金交付要綱

#### (趣 旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人上越市スポーツ協会（以下「本会」という。）の加盟団体が、競技力向上を図ることを目的として実施される強化事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、本会補助金等交付規程に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

#### (対象者)

第2条 本補助金の対象者は、本会の加盟団体とする。

#### (対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、国スポ等全国大会への出場を目指した育成強化事業及び全国大会への出場に伴う事業で次に掲げる内容であること。

- (1) 優秀指導者を招請しての指導強化事業
- (2) 優秀選手・チームを招請しての強化試合
- (3) 市外へ遠征しての強化試合及び強化合宿
- (4) 国際大会及び全国大会への出場

#### (補助対象経費)

第4条 本事業の対象となる経費は、予算の範囲内で次に掲げるものとする。

- (1) 報 償 費 （優秀指導者招請指導事業での指導者謝金）  
（強化試合の審判謝金）
- (2) 旅 費 （指導事業指導者・招待選手・チームの交通費、宿泊費の一部）  
（遠征・強化合宿及び受講に伴う交通費・宿泊費の一部）  
（国スポを除く全国大会出場に伴う交通費・宿泊費の一部）
- (3) 消耗品費 （指導事業・優秀選手・チームを招請しての強化試合に要する消耗品費）
- (4) 使 用 料 （指導事業、優秀選手・チームを招請しての強化試合の会場使用料）
- (5) そ の 他 （本事業の実施に必要な経費）

#### (補助金の補助率)

第5条 本事業における補助金は、事業費の不足を補うために交付するものであり、その補助率は、概ね事業費の50パーセント以内とする。  
ただし、第3条(3)(4)の場合は旅費の25パーセント以内とする。

#### (補助金の交付申請・実績報告)

第6条 本事業の交付申請及び実績報告は、本会補助金等交付規程による。

- 2 実績報告時、必要により領収書等の提出を求めることができるものとする。

(補助金の返還)

第7条 この要綱による補助金を不正に取得した場合は、補助金を返還させることができるものとする。

(改 廃)

第8条 この要綱は、理事会の決議により改廃することができる。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

平成31年4月 1日 一部改正

令和 8年1月 7日 一部改正

# 一般財団法人上越市スポーツ協会

## スポーツアスリート育成強化事業補助金交付要綱細則

第1条 スポーツアスリート育成強化事業補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）

第3条第1項第4号の全国大会とは、次に掲げる大会とする。

- (1) 日本スポーツ協会及び文部科学省が主催又は共催する大会
- (2) 日本スポーツ協会の加盟団体が主催する大会
- (3) 日本中学校体育連盟・全国高等学校体育連盟及び日本高等学校野球連盟が主催する大会
- (4) 日本障害者スポーツ協会が主催する大会

第2条 本要綱第3条第1項中第3号及び第4号のうち団体種目の補助対象となる選手の人数は、15人を上限とする。

第3条 本要綱第3条第1項第4号のうち、国スポについては上越市並びに上越市スポーツ協会において激励金等が交付されている間は、補助対象事業とはしない。

第4条 本要綱第4条中の指導者謝金及び審判謝金の補助対象上限額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導者謝金 1日 50,000円
- (2) 審判謝金 1日 5,000円

2 指導者謝金で特に優れた講師を招聘する場合は、別途協議し決定する。

3 指導時間及び審判時間が1日に満たない場合は、指導者は1時間単位とし、審判は1試合単位とする。

第5条 本要綱第5条の補助金の補助率は、概ね50パーセント以内としているが次の事業経費の補助率は概ね25パーセント以内とする。

- (1) 市外へ遠征しての強化試合及び強化合宿に係る経費のうち、交通費及び宿泊費
- (2) 全国大会への出場に伴う経費に対しては、他からの補助金を除いた経費に対して補助するものとし、交通費・宿泊費及び参加料

第6条 本事業による補助金の交付は、補助金交付申請を受理し審査の結果、交付内定額の50パーセントを交付し、事業終了後、実績報告を受理し審査の結果、事業費の清算により残額を交付するものとする。

第7条 本事業の交付回数は、それぞれの事業に対して当該年度内に1回限りとする。

第8条 この細則は、理事会の決議により改廃できる。

### 附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

平成31年4月 1日 一部改正

令和 8年1月 7日 一部改正